

税制改正が相続税へ与える影響

- 現状では平成23年度の税制改正が年度中に実施されるかは不透明な状況です
- 仮に実施された場合でも当面は現行基準(平成22年度基準)が適用されることになると考えられます
- 一方、既に平成22年度改正により小規模宅地の軽減額は実質的に大幅圧縮されています
- そこで、平成21年度基準に対し、現行基準と平成23年度(税制改正案)基準の比較を行うこととします

		平成21年(2009)基準	平成22年(2010)基準 現行税制	平成23年(2011) 税制改正案
評価額	相続財産総額	119,000 千円	119,000 千円	119,000 千円
	小規模宅地の軽減額	▲ 64,000 千円	▲ 16,000 千円	▲ 16,000 千円
	生命保険控除等	▲ 20,000 千円	▲ 20,000 千円	▲ 20,000 千円
	相続財産(小計)	35,000 千円	83,000 千円	83,000 千円
	基礎控除	▲ 35,000 千円	▲ 83,000 千円	▲ 54,000 千円
	課税対象額	0 千円	0 千円	29,000 千円
控除	各種控除合計額	▲ 119,000 千円	▲ 119,000 千円	▲ 90,000 千円
	基礎控除の未消化枠	55,000 千円	7,000 千円	0 千円
税額	相続税総額	0 千円	0 千円	3,125 千円
	加算額	0 千円	0 千円	0 千円
	配偶者控除	0 千円	0 千円	▲ 1,261 千円
	税額控除	0 千円	0 千円	▲ 361 千円
	相続税額(納税額)	0 千円	0 千円	1,502 千円

